

都立高等学校等における授業料の実質無償化について

令和 6 年度から、都立高等学校等の授業料が実質無償化されます。これまでは国の就学支援金により、世帯年収約 910 万円未満の生徒が無償化の対象でしたが、所得要件により就学支援金※の対象とならない生徒に対しても、新たに都が授業料を全額免除します。これにより、世帯年収にかかわらず、都立高等学校等の授業料が実質無償化されます。

※ 「学び直し支援金」の対象とならない生徒を含みます。詳細は、通学している経営企画室までお問合せください。

1 就学支援金について

【対象者】

世帯年収約 910 万円未満の生徒（昨年度までと変更はありません。）

保護者に代わり、国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより授業料が実質無償化されます。
なお、保護者に直接現金が支給されるものではありません。

※ 世帯年収以外にも在籍期間等の要件があります。詳細は「令和 6 年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続きのお知らせ」をご覧ください。

2 授業料免除制度について

【対象者】

就学支援金の対象とならない生徒

所得要件により就学支援金の対象とならない生徒について、都が授業料を全額免除します。
なお、保護者等に直接現金が支給されるものではありません。

※ 就学支援金の対象となるかどうかの審査を先に行うため、就学支援金の申請が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

※ 本制度の予算については、令和 6 年度歳入歳出予算が令和 6 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合において、令和 6 年 4 月 1 日に確定します。

3 申請手順

① 就学支援金を申請【対象：全ての生徒】

- ※ おおよその世帯年収が 910 万円未満の生徒が就学支援金の対象となりますが、**世帯構成等によって世帯年収の目安は変動するため、世帯年収にかかわらず、まずは、就学支援金を申請してください。**なお、手順の詳細は「令和 6 年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続きのお知らせ」をご参照ください。
- ※ 一度、マイナンバーを提出し、就学支援金を申請した場合、在籍期間にわたって、授業料免除制度を含む各種支援制度の申請において所得確認書類の提出が不要となります。

対象とならなかった場合

② 授業料免除制度を申請 【対象：就学支援金の対象とならない生徒】

- ※ 就学支援金の対象とならなかった生徒は、授業料免除制度の申請を行うことにより、実質無償化されます。

認定

免除決定

授業料の支払いは必要ありません

4 問合せ先

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

手続きに関する問合せ

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

実質無償化に関する問合せ

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862 （平日 9:00～17:45）